

自宅・会社のパソコン・スマートフォンから**供託**することができます！

「申請者情報登録」の手引

(ユーザー登録)

供託かんたん申請のための



まずは「申請者情報登録」から始めよう。

御不明な点は、お気軽に法務局にお問い合わせください。

登記や供託のオンライン申請を初めてされる場合、まず最初にお客様の申請者情報を登録し、申請者IDとパスワードを取得していただく必要があります。

この手引は、「申請者情報登録」の方法について、簡単に説明したものです。

「申請者情報登録」が完了した後の手続については、『「供託かんたん申請」御利用の手引』及び『「申請書情報入力」の手引』を御覧ください。

◎ 御不明な点等がございましたら、お気軽に法務局までお問い合わせください。

係員が説明いたします。



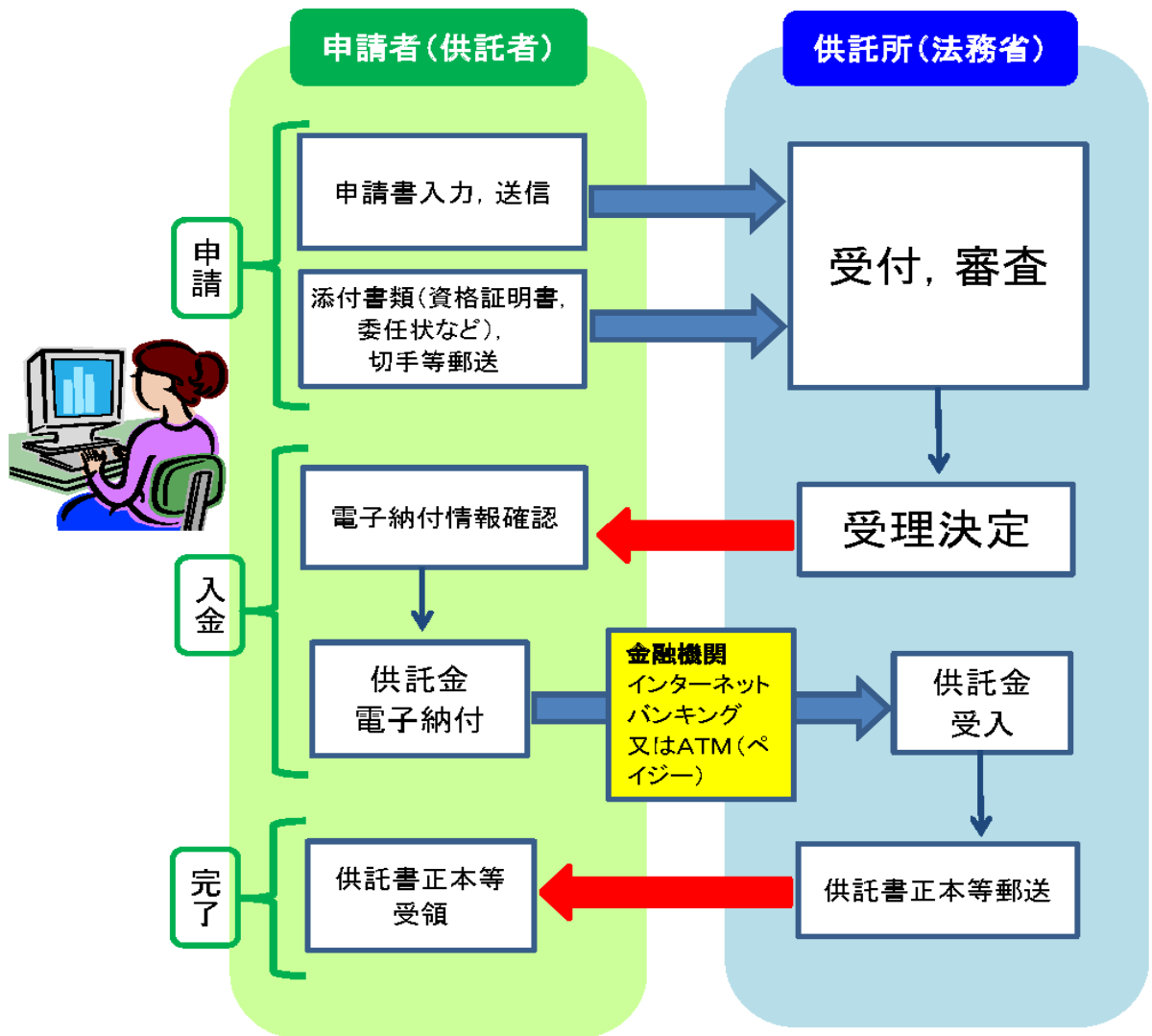
和歌山地方法務局 供託課

☎ 073-422-5131(代表)

業務時間: 8時30分～17時15分(土・日・祝日等を除く。)



「供託かんたん申請」のながれ



はじめに

オンライン申請をするためには、インターネットに接続されたパソコン等の機器（一定の利用環境が必要です。）が必要になります。

供託手続のご案内やオンライン申請を利用するための方法については、供託ねっと（<https://www.touki-kyoutaku-online.moj.go.jp/kyoutakunet/top.html>）に説明等がございます。

初めてオンライン申請をする場合は、「申請者情報登録」をする必要があります。「申請者情報登録」から供託書作成画面までの流れについては、次ページ以降を御参照ください。

申請者情報登録から、供託書作成画面までの流れです。



① 「申請者情報登録」を押してください。

利用規約

使用許諾情報

ご使用前に必ずお読みください。

登記・供託オンライン申請システム（以下「本システム」という。）を使用して、オンラインによる申請・請求を行うためには、以下の使用許諾書の全ての条項に同意する必要があります。本システムを利用された方は、本使用許諾書の各条項に同意したものとみなされます。本使用許諾書をご確認し、ご理解の上で本システムを使用してください。

使用許諾書

第1条（目的）

本使用許諾書は、法務省と登記・供託オンライン申請システム（以下「本システム」という。）の使用者との間の本システムに関する使用許諾事項等について、必要な事項を定めることを目的とします。

第2条（定義）

本使用許諾書において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- 一 「本システム」とは、法務省が所管する不動産登記、商業・法人登記、動産譲渡登記、債権譲渡登記、供託、成年後見登記及び電子公証の申請等の手続をオンラインにより処理をするシステムをいいます。
- 二 「登記申請等」とは、次に掲げる不動産登記、商業・法人登記、動産譲渡登記、債権譲渡登記、供託、成年後見登記及び電子公証に関する手続を行うことをいいます。
 - ア 不動産登記法（平成16年法律第123号）に規定する電子情報処理組織を使用する方法による登記の申請
 - イ 不動産登記規則（平成17年法務省令第18号。以下「不動産登記規則」という。）に規定する電子情報処理組織を使用する方法による不動産登記法第23条第1項に規定する申出
 - ウ 不動産登記規則に規定する電子情報処理組織を使用する方法による登記識別情報に関する証明の請求
 - エ 不動産登記規則に規定する電子情報処理組織を使用する方法による登記識別情報の通知
 - オ 不動産登記規則に規定する電子情報処理組織を使用する方法による登記識別情報の失効の申出
 - カ 不動産登記規則に規定する電子情報処理組織を使用する方法による登記完了証の通知

本使用許諾書に定める事項は、本使用許諾書の条項に定められた事項に限定されず、本使用許諾書の条項に定められていない事項も本使用許諾書の条項に定められた事項と同様に適用されるものとします。

第12条（変更）

- 1 法務省は、必要があると認めるときは、システム使用者に対する事前の通知を行うことなく、いつでも、本使用許諾に規定する条項を変更し、又は新たな条項を追加することができます。
- 2 前項による本使用許諾に規定する条項の変更後に、システム使用者が関連ソフトウェアの使用を継続するときは、当該システム使用者は、変更又は追加後の条項に同意したものとみなします。

第13条（準拠法及び管轄）

- 1 本使用許諾には、日本法が適用されるものとします。
- 2 本使用許諾に関する訴訟は、東京地方裁判所をもって、第一審の専断管轄裁判所とします。

第14条（協議）

本使用許諾に定めのない事項その他使用許諾の条項に関し疑義が生じたときは、法務省とシステム使用者が協議の上、円満に解決を図るものとします。

附則

本使用許諾は、平成23年1月17日から、施行します。

（改正）

平成23年4月1日改正

平成23年8月15日改正

平成23年12月9日改正

平成25年3月29日改正

平成28年3月22日改正

平成29年2月23日改正

[このページのトップに戻る](#)

同意する

同意しない

②使用許諾書をお読みいただき、同意いただけましたら、「同意する」を押してください。

The image shows a multi-step registration form. At the top, there is a navigation bar with 'Step1' through 'Step6'. Below this, a progress indicator shows 'Step1' as the current step. The main form area contains several input fields and sections:

- 作成種別 (必須)**: A dropdown menu.
- 入試コース (必須)**: A dropdown menu.
- 志願 (必須)**: A dropdown menu.
- 志願 (2次/3次)**: A dropdown menu.
- 郵便番号 (必須)**: Two input fields for postal code.
- 住所 (必須)**: A text input field.
- 住所 (2次/3次)**: A text input field.
- 職業**: A dropdown menu.
- 連絡先 - 電話番号 (必須)**: A text input field.
- 連絡先 - FAX番号**: A text input field.
- メールアドレス (必須)**: A text input field.
- メールアドレス (2次/3次)**: A text input field.
- メールアドレス確認**: A section with a dropdown menu and several radio button options.
- パスワード (必須)**: A text input field.
- 再入力 (必須)**: A text input field.

At the bottom of the form, there are two buttons: **確認(次へ)** and **中止(トップページへ)**. The **確認(次へ)** button is circled in red, and a red arrow points from it to a text box below.

③入力した後、「確認(次へ)」を押してください。

※申請者ID及びパスワードは、メモをとるなどして、忘れないようにしてください。

▼以上内容をご確認ください。

姓
 氏名(フリガナ)
 郵便番号
 住所
 住所(フリガナ)
 都道府県
 市区町村
 番地
 添付文書・添付画像
 添付文書: FAX番号
 メールアドレス
 メールご住所/〒番号
 認証(パスワード)
 照会(パスワード)

仮登録(次へ) 修正(戻る) 中止(トップページへ)

④内容を確認し、「仮登録（次へ）」を押してください。

▼認証情報を発行します。

- ▶申請者情報を仮登録しました。以下の「発行」ボタンをクリックすると、登録したメールアドレス宛てに認証情報を送付します。メール受信制限をされている方は「moj.go.jp」からのメール受信を許可してください。
- ▶次の「認証情報入力」画面において、メールに記載された認証情報を入力することで、申請者情報の登録が完了します。認証情報の有効期間は、「発行」ボタンをクリックしてから30分間です。30分以内に登録が完了しない場合は、入力した申請者情報が無効になりますのでご注意ください。
- ▶登記・供託オンライン申請システムの利用時間（月曜日から金曜日（国民の祝日・休日、12月29日から1月3日までの年末年始を除く。）の8時30分から21時まで）内に登録を完了してください。
- ▶ブラウザの戻るボタン及び閉じるボタンをクリックした場合は、入力した申請者情報が無効となり、再入力する必要がありますので、ご注意ください。

発行(次へ) 中止(トップページへ)

⑤お読みいただいた後、「発行（次へ）」を押してください。

※数分後、登録したメールアドレスに「認証情報」の通知メールが届きます。



※メールで届く認証情報を入力するまで、画面を閉じないようにお願いします。

▼認証情報を入力します。

- ▶登録したメールアドレス宛てに送付したメール本文の認証情報（パスワードではありません。）を入力後、「登録」ボタンをクリックしてください。
- ▶認証情報の入力をもって、申請者情報の登録が完了します。
メールに記載されている有効期限内に申請者情報の登録が完了しない場合は、入力した申請者情報が無効になりますのでご注意ください。
- ▶登記・供託オンライン申請システムの利用時間（月曜日から金曜日（国民の祝日・休日、12月29日から1月3日までの年末年始を除く。）の8時30分から21時まで）内に登録を完了してください。
- ▶ブラウザの戻るボタン及び閉じるボタンをクリックした場合は、入力した申請者情報が無効となり、再入力する必要がありますので、ご注意ください。

認証情報

登録（次へ） **中止（トップページへ）**

⑥お読みいただいた後、通知メールに記載された認証情報を入力し、「登録（次へ）」を押してください。



申請者情報の登録が完了しました。
申請者ID、パスワードは大切に保管してください。

続けて申請・請求を行う場合は、「ログイン画面へ」ボタンをクリックしてログインしてください。

ログイン画面へ **戻る（トップページへ）**

⑦お読みいただいた後、「戻る（トップページへ）」を押してください。
※左の「ログイン画面へ」を押しますと、別の種類の申請画面に進みますのでご注意ください。

登記・供託オンライン申請システム

文字サイズの変更 大 中 小

登記ねっと 供託ねっと

| | | | | | | | |
|------------------------|------------------------------------|-----------------------|-----------------------|---------------------------------------|--------------------------------|----------------------------|------------------------|
| トップページ | 登記・供託オンライン申請システムとは | 登記ねっと | 供託ねっと | ダウンロード(ソフトウェア)(操作手引書) | オンライン申請ご利用上の注意 | FAQ・お問い合わせ | サイトマップ |
|------------------------|------------------------------------|-----------------------|-----------------------|---------------------------------------|--------------------------------|----------------------------|------------------------|

利用時間 平日 午前8時30分から午後9時まで [運転状況](#)

各種サービス

| | | | | |
|---------------------------|----------------------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------------|
| かんたん証明書請求 | 供託かんたん申請 | かんたん登記申請 | 商号調査 | 申請用総合ソフト |
| オンラインで登記事項証明書等の請求ができます。 | オンラインで金銭又は振替国債の供託の申請ができます。 | オンラインで一部の登記申請や印鑑証明書の請求ができます。 | 既に登記されている他の会社・法人の有無の確認ができます。 | 本システムで取り扱う全ての手続の申請・請求を行えるソフトウェアです。 |

お知らせ

⑧「供託かんたん申請」を押してください。



ログイン

申請者ID、パスワードを入力してください。

| | |
|-------|--------------------------|
| 申請者ID | <input type="text"/> |
| パスワード | <input type="password"/> |

[ログイン](#) [戻る\(トップページへ\)](#)

⑨3ページで入力したID・パスワードを入力し、「ログイン」を押してください。

供託申請メニュー

手続名を選択してください。又は、「処理状況を確認する」ボタンをクリックしてください。
※ 会社・法人が供託のかんたん申請により供託申請書を行うには、当該会社・法人の資格証書を供託所の窓口で提出し、又は供託所に送付する必要がありますので、御注意ください。(会社法人等番号を提示(入力)することにより省略する場合があります。)

| 手続分類 | 手続名 |
|------|--|
| 供託書 | 供託(金銭) 他代表者共通【かんたん】 |
| | 供託(金銭) 裁判上の保証及び仮差押、強制分解金【かんたん】 |
| | 供託(金銭) 営業保証【かんたん】 |
| | 供託(金銭) 給与債権執行【かんたん】 |
| | 供託(金銭) 本の差【かんたん】 |
| | 供託(債権担保) 裁判上の保証及び仮差押、強制分解金【かんたん】 |
| | 供託(債権担保) 営業保証【かんたん】 |
| | 供託(債権担保) 本の差【かんたん】 |
| 取付費 | 取付費【かんたん】 |

処理状況を確認する

処理状況照会では申請・請求の確認ができます。

- ▶ 「申請書」の表示
- ▶ 「配達通知」の確認
- ▶ 「お知らせ」の確認
- ▶ 「電子納付情報」の確認

ヘッダメニューの照会からも、同じ内容が確認できます。

⑩該当する手続名を押してください。

Step1 申請書作成 Step2 納付情報入力 Step3 送信確認 Step4 送信完了

Step 1-1 申請情報の入力

供託書(金銭供託) その他
[他代表者、営業保証、裁判上の保証以外の供託]

| | | |
|--------------|------------------------|----------------------|
| 供託所の表示 | <input type="text"/> | 供託所選択 |
| 供託者の住所・氏名 | 住所又は法人所在地 | <input type="text"/> |
| | 氏名又は法人名 | <input type="text"/> |
| | 代表者(資格・氏名)又は代理人(住所・氏名) | <input type="text"/> |
| 会社法人等番号(供託者) | <input type="text"/> | <input type="text"/> |
| 会社法人等番号(代理人) | <input type="text"/> | <input type="text"/> |
| 被供託者の住所・氏名 | 住所又は法人所在地 | <input type="text"/> |
| | 氏名又は法人名 | <input type="text"/> |
| 法令条項 | <input type="text"/> | |

⑪これが供託書の入力画面になります。入力を進めてください(この画面例は「供託(金銭)その他【かんたん】」です)。

※以降の入力方法は、『「供託かんたん申請」御利用の手引』及び『「申請書情報入力」の手引』を御覧ください。